

佐賀県国民保護計画の概要

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置付け、構成等

県は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

県は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、法第34条の規定に基づき、この国民保護計画を作成する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を実施する場合は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならない。

武力攻撃事態等が発生したときは、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、それらの機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意するとともに、特に、放送事業者である指定公共機関等の実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由の特に配慮する。

国民保護措置を実施する場合、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

第3章 県の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切に実施するためには、本県の地理的、社会的特徴について把握することが必要であるため、地形、気候、人口分布等を記述する。

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施には関係機関との円滑な連携が不可欠であるため、国民保護措置の実施主体である国や県、市町村、指定公共機関等の果たすべき役割や連絡窓口を明確にする。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態

着上陸侵攻 / ゲリラや特殊部隊による攻撃 / 弾道ミサイル攻撃 / 航空攻撃

緊急処理事態

- ・ 攻撃対象施設等による分類(危険物質を有する施設 / 大規模集客施設)
- ・ 攻撃手段による分類(多数の人を殺傷する物質等 / 航空機や弾道ミサイル等)

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

武力攻撃事態が発生し、又は発生しようとしている場合、事態等発生時の初動体制を迅速に確立するため、現在実施している宿日直による24時間即応体制のさらなる充実に努める。

被害の程度や段階に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備する。

組織体制	構成
緊急事態情報連絡室	消防防災課長、危機管理・広報課長及び消防防災課長が必要と認める課並びに現地機関の長
緊急事態警戒本部	危機管理・報道監、消防防災課長、危機管理・広報課長及び危機管理・報道監が必要と認める課並びに現地機関の長
緊急事態対策本部	県国民保護対策本部の構成員
国民保護対策本部	三役、各本部(部)長、教育長、警察本部長

国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、広域応援体制など関係機関との連携体制のあり方について定める。

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

国民保護措置の実施に必要な知識の習得と、実践的な訓練を通じた武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、外部有識者の活用等による研修や関係機関と連携した訓練を実施する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

救援に関する措置を迅速かつ適切に実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備するとともに、関係機関と実施方法等について協議する。

避難施設について、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえて、市町村と連携しながら指定を行う。

第3章 生活関連等施設の把握等

県内に所在する生活関連等施設について、施設の種類や所在地、危険物質等の内容物等の情報を、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握する。

生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を通知する

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置のための備蓄・整備と防災のための備蓄・整備とを相互に兼ねることが出来るものについては、佐賀県地域防災計画で定められている防災のための備蓄品目、備蓄量等の情報を確実に把握し、これを活用する。

特に必要となる化学防護服や放射性物質等除染器具等の特殊な資機材や安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国と連携しつつ対応する。

第5章 国民保護に関する啓発

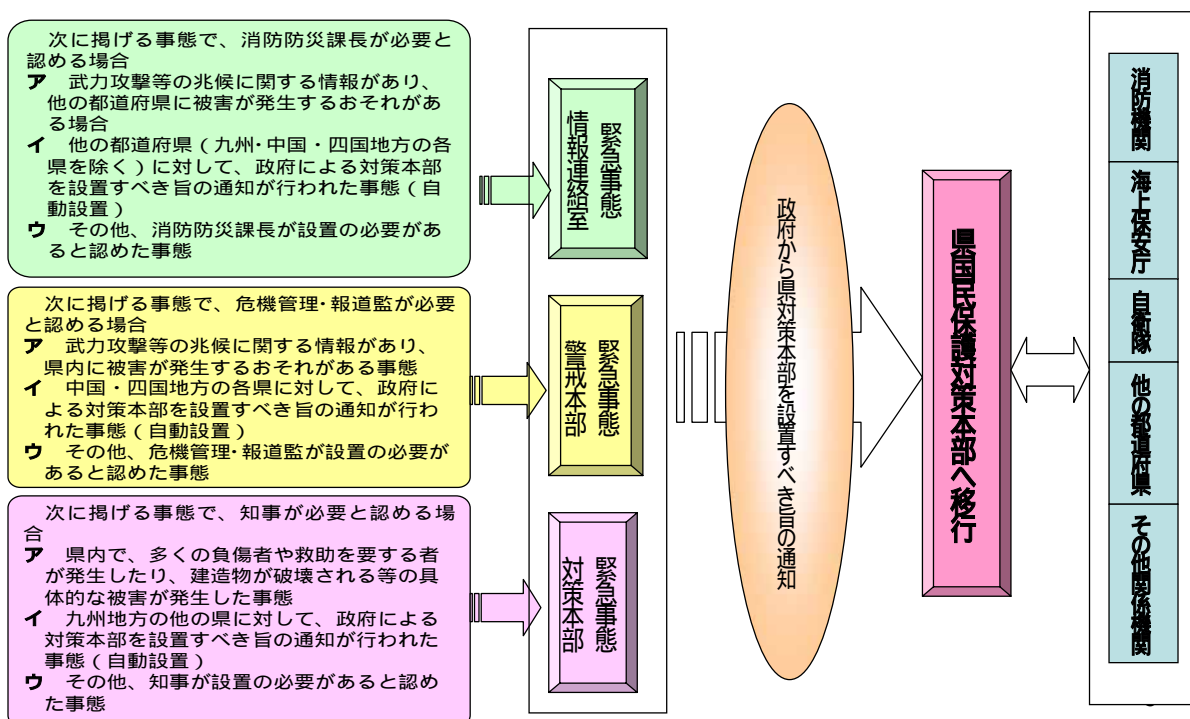
国と連携しつつ、住民に対して、様々な媒体の活用や研修会、講演会等の実施により、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の確立

職員や現場からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合には、県としての確かつ迅速に対処するため、被害の程度や段階に応じ、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」を設置して対処する。

政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行する。



第2章 県対策本部の設置等

内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けたときは、佐賀県防災センター（新行政棟4階）に、知事を本部長とし、各本部（部）長、教育長、警察本部長を本部員とする県対策本部を開設する。

市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

武力攻撃災害等における県の広報は、危機管理・報道監を広報責任者として情報の一元化を図り、別に定める「佐賀県危機管理基本マニュアル」により広報を実施することとし、国や市町村及び防災関係者、報道機関と相互に緊密な連携を取りながら、迅速で正確な情報提供に努める。

第3章 関係機関相互の連携

国の対策本部や国の現地対策本部と緊密な連携を図り、国との情報共有等に努める。

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対し、その所掌事務等に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

安全の確保が十分であると判断した場合には、自主防災組織やボランティア関係団体等と相互に協力し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供、受入体制の確保等必要な支援に努める。

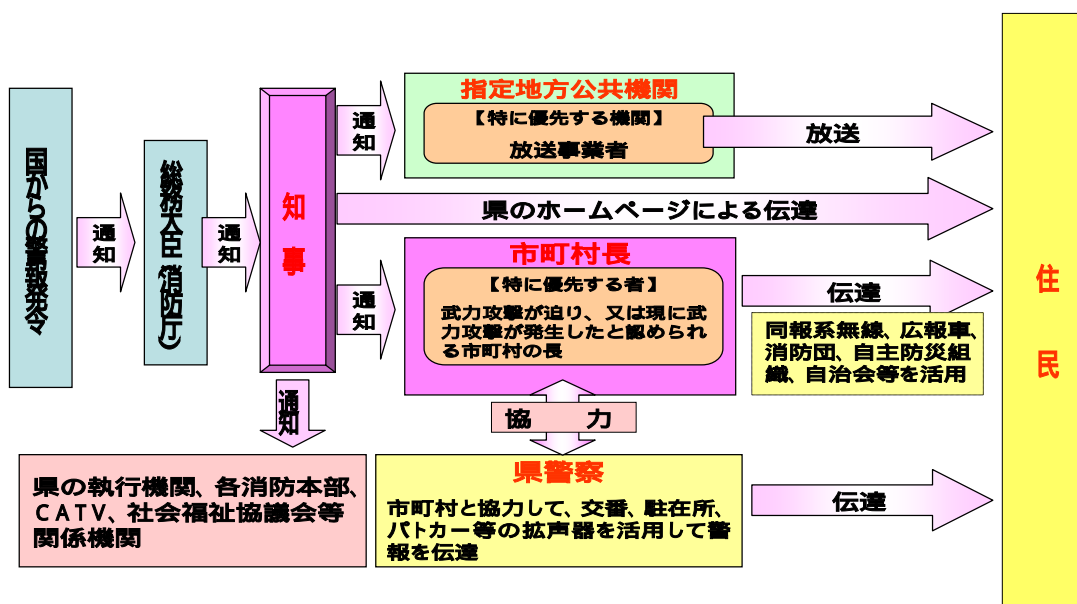
第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

国の対策本部長が発令した警報が総務省(消防庁)から通知された場合には、佐賀県一斉指令システム及び県防災行政無線を中心に、電話〔固定、携帯〕、FAX、電子メール〔携帯電話のメール機能含む〕等の最も迅速かつ確実な方法により、直ちに、市町村長等関係機関に通知する。

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

この場合、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。



第2章 避難の指示等

総務大臣(消防庁)を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け、又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を警報の通知と同様に、市町村長等関係機関に通知する。

また、要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、避難を指示する。

避難の指示を行う際の配慮すべき事項を、地域特性、武力攻撃事態の類型等に応じ記載するとともに、併せて、市町村が定める避難実施要領の基準を記載した。

第5章 救援

国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、市町村と連携し、指定公共機関その他の関係機関の協力を得ながら、救援を必要としている避難住民等に対し、次に掲げる措置を行う。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第6章 安否情報の収集・提供

市町村長から報告を受けた安否情報を整理するとともに、救援を行う場合等において、必要に応じて自ら安否情報を収集するほか、県警察への安否情報の照会を行い、また運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

市町村とともに、安否情報の照会窓口設置後は、直ちに住民に周知することとし、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を個人情報の保護に配慮しながら回答する。

第7章 武力攻撃災害への対処

国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域における立入制限区域の指定を要請する。

NBC〔核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)〕攻撃が行われた場合は、国による基本的な方針を踏まえた対応を基本とし、応急措置として、緊急通報の発令や退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

第8章 武力攻撃原子力災害への対処

国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、「県地域防災計画(第4編 特殊災害対策)」に定められた措置に準じ、同様の措置を講ずる。

平素から、環境放射線モニタリング体制の強化、被ばく医療体制の確認及び連携の強化に努めるとともに、武力攻撃原子力災害に備えた訓練を実施する。

住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、経済産業大臣に対して、原子炉の運転停止等必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、突発的に武力攻撃が発生した場合等特に緊急を要すると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者自らの判断により、原子炉の運転停止等適切な措置を講ずるよう要請する。

放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を受けたときは、直ちにオフサイトセンターに県の現地対策本部を設置し、県地域防災計画で定める災害対策本部を設置する場合の体制により活動体制を整備する。

国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づき、住民に対し避難を指示する。

第9章 被災情報の収集及び報告

電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し、直ちに消防庁に報告する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じ、健康相談対策や防疫対策、食品衛生確保対策等の措置を実施する。

第11章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るため、調査や監視、関係事業者団体等へ対する供給の確保や便乗値上げの防止の要請等を行う。

第12章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

第13章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインについて」に基づき、避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインについて」に基づき、国民保護措置に係る職務を行う県の職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

武力攻撃災害による被害が発生した場合には、職員等の安全の確保に配慮した上で可能な限り速やかに、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討がなされることとされており、武力攻撃災害の復旧については、国が示す方針に従って実施する

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したのものについては、法により原則として国が負担する。

特定物質の収用、保管命令等法に基づく行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

法の規定により医療を行った医療関係者等に対しては、法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

法に基づく避難住民誘導への協力要請など国民保護措置の実施について、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡・負傷・疾病又は障害の状態となったときは、法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されることから、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施など緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

緊急対処事態においては、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることから、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。